



# 第1章

## 計画の目的と役割



|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 第1節 | 計画の目的    | 10 |
| 第2節 | 計画の構成と役割 | 11 |



## 計画の目的と役割

## 第1節

## 計画の目的

私たちを取り巻く環境は、本格的な少子・高齢社会の到来、高度情報化や地方分権の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化など急速に変化しています。

このような背景の中で、自らのまちは、自らの判断と責任において運営することが求められています。

そこで本市では、市民が住みよい豊かな地域社会を形成するため、市民と市が共にまちづくりを進める指針として、平成22年3月に協働のまちづくり条例を制定しました。

総合計画の策定においても、現在取り組んでいる「市民と市が共に進める協働のまちづくり」の考えのもと、市民のみなさまから多くの意見をいただき、市政に反映させるため、従来のアンケート調査や意見を募集するパブリックコメント<sup>1)</sup>制度に加え、新たに富里市まちづくり市民会議<sup>2)</sup>を設置しました。

この市民会議では、市民の立場から行政に期待することや市民としてできることなどについて自由に意見交換や討議を行い、取りまとめた意見を提言書としていただきました。

これらを踏まえ、市民と市が共有するまちづくりの目標として、富里市総合計画を策定するものです。



1) パブリックコメント：市の施策や基本的な計画などを策定する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表して、いただいた意見を考慮し決定する一連の手続き。

2) 富里市まちづくり市民会議：基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民からのまちづくりにかかわる提言を受けることを目的として、市民と協働による計画づくりを推進するために設置された会議。





## 第2節 計画の構成と役割

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成するものとし、次のように定めます。

### 1. 基本構想

基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの基本的な考え方、「基本理念」と目指す本市の「将来像」を示すとともに、将来像の実現に向けた「まちづくりの目標(施策の大綱)」を定めます。

### 2. 基本計画

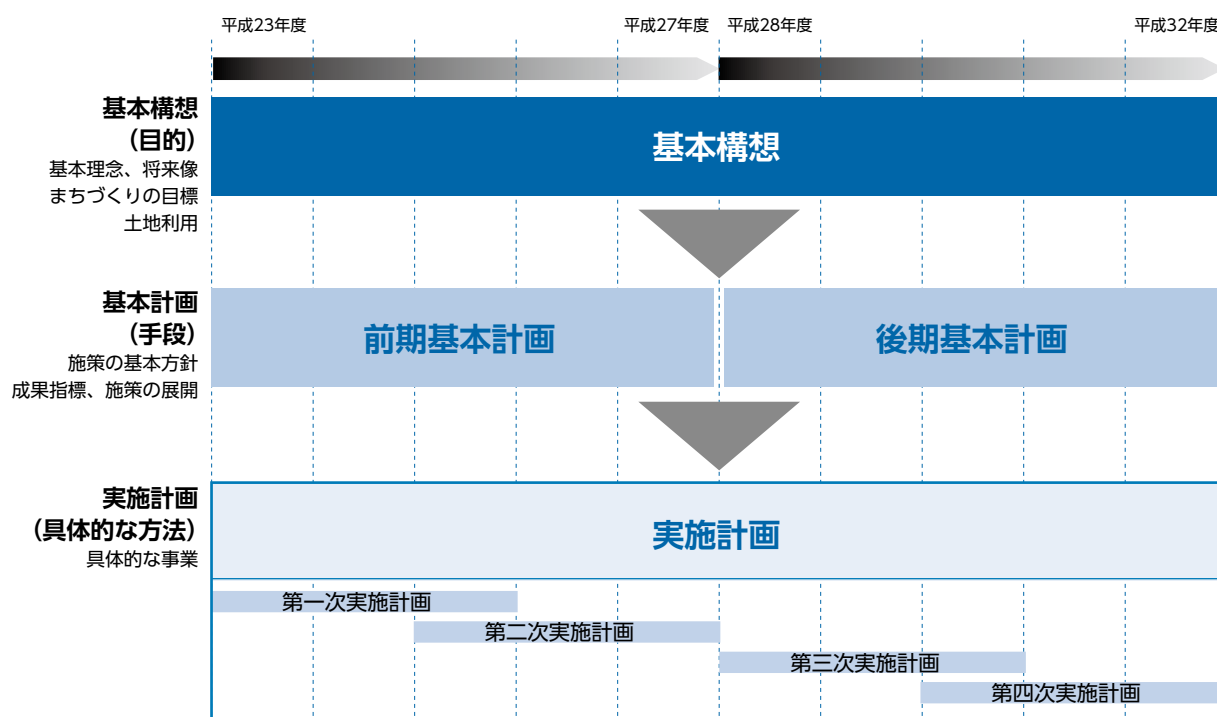
基本計画は、基本構想に定めたまちづくりの目標を達成するための施策の体系を示すとともに、施策の基本方針、成果指標<sup>1)</sup>や施策の展開を定めるものとし、前期5年、後期5年の計画とします。

### 3. 実施計画

実施計画は、基本計画の施策を展開するための具体的な事業を明らかにするとともに、可能な限り行政評価<sup>2)</sup>や毎年度の予算編成などとの連携を図ります。

実施計画の計画期間は、3年とします。ただし、行政評価との連携や急変する今日の社会情勢に対応した緊急施策等の必要性もあることから必要に応じ見直しを行います。

#### ■総合計画の構成と期間



1) 成果指標：各施策の達成度を計るため、具体的な数字で確認することができる数値目標のことを指す。

2) 行政評価：行政の活動を何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。

